

下 廃 第 2 2 5 4 号
令和 5 年 (2023) 年 9 月 8 日

北九州第一法律事務所
弁護士 池上 遊 様

弁護士法人
女性総合法律事務所ラレーヌ・ビクトリア
弁護士 後藤 景子 様

下関市長 前田 晋太郎



「2023(令和5)年8月24日公開質問状～金山三郎さん所有地の不法投棄廃棄物に関して6～」に対する回答について

平素から市政にご理解とご協力をいただき、御礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

担当課 環境部廃棄物対策課
廃棄物指導係

電話番号 (083) 252-7152

【別紙回答】

第2

- 1 法第2条に明記されていない「廃棄されたものであるならば」という条件が必要という法的根拠を教えてください。

【回答】

廃棄物該当性の判断については、物の性状、排出の状況、通常取扱形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであるためです。

- 2 「廃棄されたものであるならば」という条件が必要という考えは、国や他の自治体でも同様でしょうか。同様であれば、そのような考えを記載した資料をお示しください。

【回答】

「行政処分の指針について」（令和3年4月14日付け環循規発第2104141号）のとおりです。

- 3 コンクリートくずのような産業廃棄物については、「運搬されるまでの間（中略）保管しなければならない」とされています。（廃掃法12条2項）
「保管」が義務づけられていることからすると、廃棄物該当性の判断のために「廃棄されたものであるならば」という条件は不要ではないでしょうか。

【回答】

1の回答のとおりであり、廃棄物該当性の判断として必要です。

第3

- 1 当方の質問は、廃棄物になるのは不要物と判断された時か、廃棄された時かを尋ねているのに、御庁の回答は、不要物の判断基準を答えられており、回答になっていません。上記質問をよりわかりやすい次の質問に改めますので、ご回答ください。

ごみ袋に入って市町村収集に出される紙くずは、ごみ袋に入っている時点で廃棄物になっているのですか、それとも市町村収集に排出されてはじめて廃棄物になるのですか。

【回答】

いずれの場合も、総合判断により判断されます。

2 前項の質問で、後者とすれば、廃棄物処理法第2条の3等に、「廃棄物の排出抑制」や「廃棄物の分別排出」が規定されているのはなぜですか。

【回答】

前提が異なりますので回答いたしません。